

# ま も る ~ の

今年は記録的な暑さに見舞われている旭川ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。日頃より当センターの運営にご協力を賜り、深く感謝しております。さて、今回は最近多発している**架空料金請求詐欺**についてお知らせ致します。

## 架空料金請求詐欺とは？

有料サイトや消費料金等について、「**未払い**の料金があります。**今日中に**支払わなければ**裁判**になります。」などとメールやはがき（封書）で知らせ、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

### ！電子マネーでの料金請求は詐欺！

アダルトサイトのワンクリック請求や有料サイトの料金請求で電子マネーでの支払いを求められる詐欺の被害が増加しています。「**電子マネーを購入し、カードに書いてある番号を教えろ**」と言われたら**詐欺です！**

電子マネーのカードが手元にあっても番号を教えてしまうと現金が取られてしまうので絶対に**カードの番号は教えない**で下さい。

### ！メール（SMS）での料金請求に注意！

NTTファイナンスやNTTドコモ、KDDIなどをかたった詐欺メールに注意してください。

犯人は実在する会社を名乗って、現金の振り込みや電子マネーでの支払いを求めてきます。メールが来ても、記載された電話番号に連絡をしたり、身に覚えのない料金請求には応じることなく、警察や各社の公式ホームページなどで案内している窓口にご相談ください。

心当たりのない請求があった場合、相手に連絡せず家族や警察に相談しましょう。



## 一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！！

特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能となりました。

### 一方的な送り付け行為への対応3箇条



#### その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約していないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

#### その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

#### その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、**消費者ホットライン188**へ。



発行 旭川市豊岡地域包括支援センター

住所 豊岡3条3丁目5番10号東部まちづくりセンター1階

電話 35-2275 FAX 35-2276

開設時間 平日 午前9時～午後6時

休日 土・日・祝日/年末年始(12月30日～1月4日)

<担当住所> 11条通23丁目(朝日団地)、豊岡1～15条1～4丁目、  
豊岡3条7丁目、豊岡4・5条5～7丁目(豊岡4条5丁目は3～8番、  
豊岡4条6丁目は2～8番)、豊岡6～15条5～9丁目(豊岡14条9丁目は  
1、2番、豊岡15条8丁目は1番)、豊岡16条7丁目

お気軽にご相談ください

